

協議第 27 号（継続協議）

各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて

各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 6 月 27 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会  
会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて
情報公開制度については、西条市、東予市及び丹原町の例を基本に、新たに制度を創設する。ただし、合併前の各市町の公開の対象となる文書については、それぞれの旧市町の例による。 個人情報保護については、東予市の例を基本に、新たに制度を創設する。 市長の資産公開については、現行のまま新市に引き継ぐ。

協議第 27 号（継続協議）

各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて

各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 7 月 25 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会  
会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて
情報公開制度については、西条市、東予市及び丹原町の例を基本に、新たに制度を創設する。ただし、合併前の各市町の公開の対象となる文書については、それぞれの旧市町の例による。 個人情報保護については、東予市の例を基本に、新たに制度を創設する。 市長の資産公開については、現行のまま新市に引き継ぐ。

## 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（情報公開関係）の取扱い	細 項 目	情報公開関係		
事 務 事 業 名	情報公開制度	専 門 部 会 名	企画部会	分 科 会 名	企画分科会
調 整 方 針	情報公開制度については、西条市、東予市及び丹原町の例を基本に、新たに制度を創設する。ただし、合併前の各市町の公開の対象となる文書については、それぞれの旧市町の例による。				
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
<p>西条市情報公開条例 平成9年9月1日施行</p> <p>【目的】 市民の公文書の公開を求める権利を保障することにより、市民の市政への参加を一層推進し、市政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の実現に寄与する。</p> <p>【実施機関】 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会</p> <p>【対象文書】 ・実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（磁気ディスクその他これに類する記録媒体から出力され、又は採録されたもの及びマイクロフィルムを含む。）であって、実施機関における決裁、供閲その他これらに準ずる手続が終了し、実施機関が管理しているもの。 ・H9年4月以降に作成し、又は取得した公文書</p> <p>【公開請求者】 ・市内に住所を有する者 ・市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 ・市内の事務所又は事業所に勤務する者 ・市内の学校に在学する者 ・市税の納税義務の確定した者 ・実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの</p> <p>【公開請求に対する決定】 当該請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内に、公開する旨又は公開しない旨を決定。 やむを得ない理由により、期間内に決定することができないときは、請求書を受理した日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。</p> <p>【非公開決定に対する救済措置】 行政不服審査法による不服申し立てがあったときは、当該不服申し立てが明らかに不適法であるとき又は請求のあった公文書の全部若しくは一部を公開しないこととする決定を取り消すときを除き、西条市情報公開審査会に諮問する。</p> <p>【情報公開審査会】 名称 西条市情報公開審査会 目的 不服申立て、その他実施機関からの諮問に対する審査等 委員 5人（条例は5人以内） 任期 2年（H14.4.1～16.3.31）</p>	<p>東予市情報公開条例 平成10年7月1日施行</p> <p>【目的】 市政に関する市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を求める市民の権利を明らかにすることにより、市政に関して市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政参加を促進し市政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の実現に寄与する。</p> <p>【実施機関】 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会</p> <p>【対象文書】 ・実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。 ・H10年4月以降に作成し、又は取得した公文書</p> <p>【公開請求者】 ・市内に住所を有する者 ・市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 ・市内の事務所又は事業所に勤務する者 ・市内の学校に在学する者 ・実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの</p> <p>【公開請求に対する決定】 当該請求書を受理した日から起算して15日以内に、公文書を公開するかどうかの決定。 期間内に公開決定等を行うことができない正当な理由があるときは、請求書を受理した日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。</p> <p>【非公開決定に対する救済措置】 行政不服審査法による不服申し立てがあった場合は、当該不服申し立てが明らかに不適法であるときを除き、東予市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申し立てに対する裁決又は決定をしなければならない。</p> <p>【情報公開審査会】 名称 東予市情報公開審査会 目的 同左 委員 5人（条例は5人以内） 任期 2年（H14.7.1～16.6.30）</p>	<p>丹原町情報公開条例 平成10年7月1日施行</p> <p>【目的】 町民の公文書の公開を求める権利を保障するとともに、情報の公開に関し必要な事項を定め、町民の町政への参加を促進し、町政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた町政を推進する。</p> <p>【実施機関】 町長(水道事業管理者の職務を行う町長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会</p> <p>【対象文書】 ・実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真等であって、実施機関において定めている事案決定手続が終了し、実施機関が管理しているもの及び職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているもの。 ・H10年4月以降に作成し、又は取得した公文書</p> <p>【公開請求者】 ・町内に住所を有する者 ・町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・町内の事務所又は事業所に勤務する者 ・実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの</p> <p>【公開請求に対する決定】 請求書を受理した日の翌日から起算して、14日以内に請求に係る公文書を公開するか否かの決定。 やむを得ない理由により、期間内に決定できないときは請求書を受理した日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。</p> <p>【非公開等に対する救済措置】 行政不服審査法による不服申し立てがあった時は、当該不服申し立てが明らかに不適法であるとき又は非公開若しくは部分公開の決定を取り消すときを除き、丹原町情報公開審査会に諮問し、当該不服申し立てに対する裁決又は決定をしなければならない。</p> <p>【情報公開審査会】 名称 丹原町情報公開審査会 目的 同左 委員 5人（条例は5人以内） 任期 2年（H14.7.1～16.6.30）</p>	<p>[該当なし]</p>	<p>小松町は条例を制定していない。</p> <p>実施機関の範囲に差異がある。</p> <p>公開対象文書の範囲及び該当年度に差異がある。 (H9年4月以降とH10年4月以降)</p> <p>請求者の範囲について差異がある。</p> <p>公開請求に対する決定について、期日の延長規定に差異がある。 (30日と60日)</p>	<p>西条市、東予市及び丹原町の例を基本に、新たに制度を創設する。ただし、合併前の各市町の公開の対象となる文書については、それぞれの旧市町の例による。</p>

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（情報公開関係）の取扱い			細項目	情報公開関係	
事務事業名	個人情報保護			専門部会名	企画部会	分科会名 企画分科会
調整方針	個人情報保護については、東予市の例を基本に、新たに制度を創設する。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
[個人情報保護条例は未制定]	<p>東予市個人情報保護条例 平成15年4月1日施行</p> <p>【目的】 個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって構成で適正な市政の推進に資する。</p> <p>【定義】 (実施機関) 市長（上水道事業管理者の職務を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会 (個人情報) 個人に関する情報であって特定の個人が識別されるもの</p> <p>【請求権の範囲】 開示請求権 訂正請求権 削除請求権</p> <p>【請求者】 個人情報を記録されている本人</p> <p>【請求に対する決定】 (開示請求) 請求書の提出のあった日から起算して15日以内に、開示するか否かの決定 正当な理由があるときは、60日を限度に延長することができる。 60日以内に決定をすることにより事務に支障が生じるときは、特例延長することができる。 (訂正及び削除) 請求書の提出のあった日から起算して30日以内に、訂正（削除）するか否かの決定 正当な理由があるときは、60日を限度に延長することができる。 60日以内に決定をすることにより事務に支障が生じるときは、特例延長することができる。</p> <p>【非開示情報】 法令の定め、第三者の正当な権利利益が侵害される個人情報などは、開示しないことができる。</p>	[個人情報保護条例は未制定]	[個人情報保護条例は未制定]	東予市のみ個人情報保護条例を制定している。	東予市の例を基本に、新たに制度を創設する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（情報公開関係）の取扱い			細項目	情報公開関係	
事務事業名	個人情報保護			専門部会名	企画部会	分科会名 企画分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
	<p>【救済の手続】 開示等の決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づく不服申し立てをすることができる。</p> <p>【個人情報保護審議会】 不服申し立てがあった場合に実施機関の諮問に応じて答申すること、その他重要事項について審議すること。（委員 5名以内、任期 2年）</p>					

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（情報公開関係）の取扱い	細項目	情報公開関係		
事務事業名	市長の資産公開	専門部会名	企画部会	分科会名	企画分科会
調整方針	市長の資産公開については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>【根拠】 政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例</p> <p>【目的】 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条に基づき、市長の資産等の公開に関し、必要な事項を定める。</p> <p>【資産等報告書等の作成】 市長は、その任期開始の日において有する資産等について、資産等報告書を作成しなければならない。</p> <p>【資産等の区分】 (1)土地 (2)建物の所有を目的とする地上権又は土地の借地権 (3)建物 (4)預金、貯金及び郵便貯金 (5)金銭信託 (6)有価証券 (7)自動車、船舶、航空機及び美術工芸品 (8)ゴルフ場の利用に関する権利 (9)貸付金 (10)借入金</p> <p>【資産等補充報告書】 市長は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった上記資産等であって12月31日において有するものについて、資産等補充報告書をその翌年の4月1日から同月30日までの間に作成しなければならない。</p> <p>【所得等報告書の作成】 市長(前年1年間を通じて市長であった者に限る。)は、下記に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年4月1日から同月30日までの間に作成しなければならない。</p> <p>【所得等報告書に記載される所得】 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額 (1) 総所得金額及び山林所得金額に係る各種所得の金額 (2) 租税特別措置法の規定により所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であって規則で定めるもの 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格</p>	<p>【根拠】 政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例</p> <p>内容 同左</p>	<p>【根拠】 丹原町長の資産等の公開に関する条例</p> <p>内容 同左</p>	<p>【根拠】 政治倫理の確立のための小松町長の資産等の公開に関する条例</p> <p>内容 同左</p>	<p>制度に相違がなく、課題なし。</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（情報公開関係）の取扱い			細項目	情報公開関係		
事務事業名	市長の資産公開			専門部会名	企画部会	分科会名 企画分科会	
調整方針							
事務事業の現況						課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>【関連会社等報告書の作成】</p> <p>市長は、毎年4月1日において報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月2日から同月30日までの間に作成しなければならない。</p> <p>【資産等報告書等の保存及び閲覧】</p> <p>上記により作成された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、これらを作成すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>何人も、市長に対し、保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。</p>	内容 同左	内容 同左	内容 同左				

## 先例地の事例

### 〔周南市〕

#### (1) 情報公開制度

新たに制度等を創設する。ただし、合併前の各市町の情報公開については旧市町の従前の情報公開の制度の例による。

#### (2) 市長・町長の資産等の公開

現行のまま新市に引き継ぐ。

### 〔西東京市〕

#### (1) 公文書開示・公文書公開に関すること

新市において、田無市の基準で制度化を図る。

#### (2) 個人情報の保護に関すること

新市において、保谷市の基準で制度化を図る

### 〔安来市・広瀬町・伯太町合併協議会〕

情報公開については、現行の例により調整する。

個人情報の保護については、現行の例により調整する。

### 〔宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会〕

#### (1) 情報公開について

市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を保障することにより、新市の保有する情報の一層の公開を図り、行政の説明責務を果たすとともに市民の理解と信頼を深め、市民参加による公正で開かれた市政を推進するため、1市3町の条例を調整統一し、情報公開条例を合併時に制定します。

#### (2) 個人情報保護制度

新市が保有する個人情報の保護について、適正な取扱いに関する基本的な事項を定め、併せて自己の個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図るため、宮津市の例により、個人情報保護条例を合併時に制定します。

### 〔佐渡市町村合併協議会〕

合併時に条例化する。

#### (1) 公開の対象情報の範囲

情報公開条例施行時からの情報を対象とする。

合併関係市町村の承継行政情報は、それぞれの市町村の条例の施行の日以降に作成し、又は取得したものを対象とする。

#### (2) 請求対象者の範囲

市内に住所を有する個人

市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体

実施機関が行う事務又は事業に具体的な利害関係を有する個人、法人、その他の団体

### 〔峡北地域合併協議会〕

情報公開及び個人情報保護については、新市において速やかに制度化を図る。

### 〔淡路町・北淡町・東浦町合併協議会〕

住民の知る権利を尊重し文書の開示を請求する権利を定め情報の一層の公開を図り、もって行政事務事業を住民に説明する責務が全うされるようにするとともに、住民の理解と協力の下に公正で開かれた行政を推進し、住民の行政への参加を促進していけるよう合併時に調整をし、情報公開条例を制定する。

個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利を明らかにし、個人の権利利益の保護を図るとともに、行政の適正な運営に資するよう、合併時に調整をし、個人情報保護条例を制定する。

### 〔重信町・川内町合併協議会〕

(1) 情報公開については、「市民の知る権利を保障する」旨を明記した上で、新市において新たな制度を確立する。

(2) 個人情報の保護については、新市において制度の確立を行う。